

神戸元町商店街景観形成市民協定に基づく事前相談書

西暦 年 月 日

神戸元町商店街まちなみ委員会 様

神戸元町商店街景観形成市民協定にもとづき、下記の通り事前相談致します。

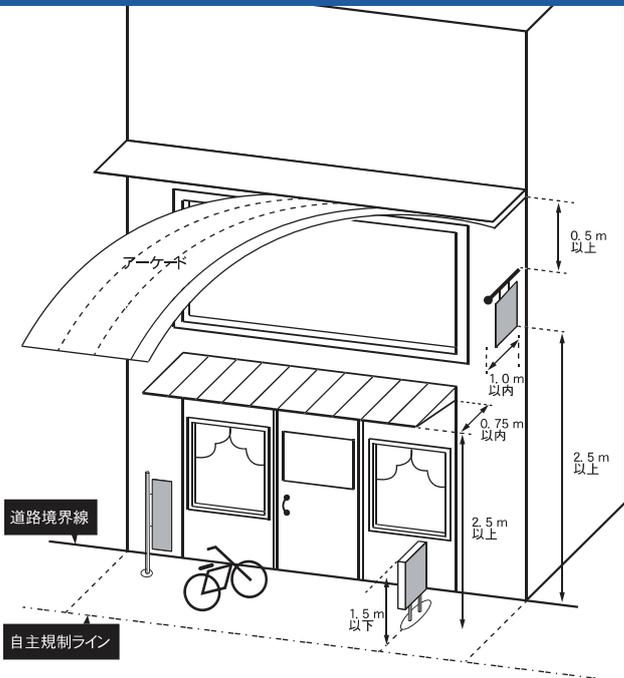
申請者名 (事業主)		
住所	電話	FAX
責任者名	※事業主が個人の場合、申請者と責任者が同じであれば「同上」と記載すること	
担当者名 (申請代理人)	※設計事務所・施工会社などが申請代理人となる場合、本欄も記載すること 会社名・会社住所 担当者名 () 電話 FAX	
対象物件	行為	新築・増改築・大規模修繕・撤去・看板新設・看板更新・その他
	行為の場所	神戸市中央区元町通 丁目 番 号
	工事予定	西暦 年 月頃着工 <input type="checkbox"/> 別紙「工事施工にあたっての留意事項」記載内容に同意し工事を施工いたします。
	計画概要	添付書類：計画図、写真、その他物件を視覚的に説明できるもの ※建物外壁面の計画は、道路境界線が入った平面図及び断面図を添付すること ※広告物の設置の場合、裏面に記入すること

※両面印刷をすること

対象物件	アーケード下に掲出可能な広告物の大きさの合計（内規ルール図参照）		
	間口 _____ m × 1/2 × 高さ _____ m × 1/3（× 1/2 <※1,2階片方の場合>） = _____ m ² … A		
	既存広告物の面積： _____ m ² … B <※既に広告物を掲出している場合>		
	掲出可能な面積： A - B = _____ m ²		
	掲出予定の広告物について記入		
	看板面積	① 縦 _____ m × 横 _____ m × _____ 面	_____ m ²
	② 縦 _____ m × 横 _____ m × _____ 面	_____ m ²	
	③ 縦 _____ m × 横 _____ m × _____ 面	_____ m ²	
	④ 縦 _____ m × 横 _____ m × _____ 面	_____ m ²	
	⑤ 縦 _____ m × 横 _____ m × _____ 面	_____ m ²	
	合 計		_____ m ² OK・NG

※広告物の図面に、①～⑤までの数字を振り分け、どの広告物か分かるように記入すること

2021年6月改定・元町商店街まちなみ内規ルール<図>



- 《地上広告物・看板等》
- 原則として設置しない
 - やむを得ず設置する場合は、まちなみ委員会の承認を受け、下記事項厳守
 - ・自主規制ライン内で、通行障害かつ隣接店舗の迷惑にならない設置
 - ・高さ1.5m以下
 - ・自発光式は自粛、点滅式は禁止
 - ・閉店後は必ず撤去
 - ・商品の陳列は禁止
- 《自転車》
- 通行障害にならないよう、各店舗が責任をもって自主規制ライン内に整理整頓

《突出看板》

- 数量は1店舗ひとつまで
- 規模は最小限（デザインの工夫・調和）
- 道路面より下端が2.5m以上かつアーケード下端より0.5m以上の空間をあけて設置（出幅は道路境界線より1.0m以内）
- 隣接店舗の看板に配慮して設置

《日よけテント》

- 道路面より2.5m以上かつ道路境界線より0.75m以内に設置

《音》

- 路上での呼び込みや商店街にむけた騒音は禁止

《臭い》

- 路上または沿道建物からアーケード内への臭いの発生は禁止

《のぼり》

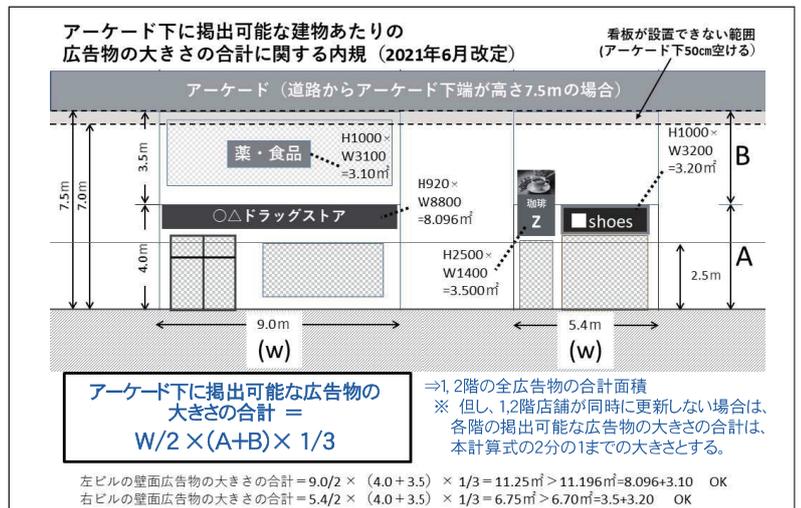
- 原則として設置しない
- やむを得ず設置する場合は、まちなみ委員会の承認を受けること
- オープン時1ヶ月以内の暫定設置については上記の限りではない（下記事項厳守）
 - ・自主規制ライン内で、通行障害かつ隣接店舗の迷惑にならない設置
 - ・建物間口10m未満-1本
 - ・建物間口10m以上-2本まで
 - ・閉店後は必ず撤去

《煙》

- 路上または沿道建物からアーケード内への煙の発生は禁止

《その他》

- 路上でのチラシ配布・プラカード掲示等による販促行為は、まちなみ委員会の承認を受けること



元町商店街内で営業する店舗・事業所は、このまちなみ内規ルールを守って、快適で賑わいのある商店街環境づくりを共に行っていきましょう。